

矢作川総合第二期地区
北部幹線併設水路分流工ほか仮設計画検討業務

特 別 仕 様 書

東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所

項 目	内 容	備 考
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(低入札価格契約 における第三者照 査) 第1-4条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務 共通仕様書」(以下「共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対 する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、矢作川総合第二期農地防災事業の北部幹線併設水路分流 工工事の実施に利用する仮設計画の検討を行うものである。</p> <p>本業務の対象となる位置は、愛知県豊田市地内であり別添位置図に 示すとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 予算決算及び会計令(以下、「予決令」という。)第85条の基準 に基づく価格(以下、「調査基準価格」という。)を下回る価格で契 約した場合には、受注者は「業務請負契約書第11条照査技 術者」及び「共通仕様書第1-7条照査技術者及び照査の実施」 については、受注者が自ら行う照査とは別に、受注者の責任にお いて共通仕様書等を基本とする第三者の照査(以下、「第三者照査」 という。)を実施しなければならない。 2 第三者照査の企業に要求される資格 <ol style="list-style-type: none"> (1) 予決令第98条において準用する予決令第70条及び第71条の 規定に該当していないこと。 (2) 東海農政局において、令和5・6年度(当該業種区分)の一般 競争(指名競争)参加資格の認定を受けていること。 (3) 東海農政局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停 止を受けている期間中でないこと。 (4) 共通仕様書第1-30条守秘義務を遵守できるものであるこ と。 (5) 中立的、公平な立場で照査が可能な者であること。なお、第三 者照査を実施するものは受注者との関係において、以下の基準 のいずれかに該当する関係がないこと。 <ol style="list-style-type: none"> ①資本関係 ア 親会社と子会社の関係にある イ 親会社を同じ くする子会社同士の関係にある ②人的関係 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ね ている 3 第三者照査を行う照査技術者に要求される資格 第三者照査を 行う照査技術者は、受注者が配置する照査技術者と同等の能力 と 経験を有する以下の者であること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 照査技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者 (2) 照査技術者と同等の技術者資格を有する者 4 照査技術者の通知 受注者は、自ら行う照査の他に、第三者照査 を行う照査技術者を定め発注者 に通知するものとする。 5 照査計画 受注者は、第三者の照査方法については、自ら行う照 査とあわせて業務計画 書に照査計画として、具体的な照査時期、 照査事項等を定めなければならない。また、照査結果及び照査状 況については、その都度監督職員に報告しなければならない。 	

項 目	内 容	備 考
<p>(履行確実性評価の達成状況の確認) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p>	<p>6 報告書原稿作成段階時打合せへの立会い特別仕様書第5-1条業務打合せに示す打合せのうち、報告書原稿作成段階での打合せ時には、第三者照査を行う照査技術者も立ち会うものとする。</p> <p>7 第三者照査の照査技術者の AGRIS 登録 共通仕様書第1-12条の農業農村整備事業測量調査設計業務実績情報サービス (AGRIS) の登録に当たっては、第三者照査を行った照査技術者の実績登録は認めない。</p> <p>8 契約不適合責任引き渡された成果物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、業務請負契約書第41条のとおり、受注者に対し、成果物の修 補又は代替物の引渡しによる履行の追完を請求することができるものであり、第三者照査を実施したものが責任を負うものではない。</p> <p>本業務の受注に当たり、調査基準価格を下回る金額で受注した場合には、履行確実性評価の審査で提出した追加資料について、業務実施状況を踏まえた実施額に修正し、これを裏付ける資料とともに、業務完了検査時に提出するものとする。その上で、提出された資料をもとに以下の内容について履行確実性評価の達成状況を確認し、その結果を業務成績に反映させるものとする。なお、業務完了検査時まで提出されない場合には以降の提出を受け付けず、業務成績評定に厳格に反映させるものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 審査項目 a) ～ c) において、審査時に比較して正当な理由なく必要額を下回った場合 2 審査項目 d) において、審査時に比較して正当な理由なく再委託額が下回った場合 3 その他、業務計画書等に示された、実施体制、実施手順、工程計画が正当な理由なく異なる等、業務実施体制に関する問題が生じた場合 4 業務成果物のミス、不備等 <p>業務請負契約書及び共通仕様書に示す以外の一般事項は、以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。 (2) 作業実施のための土地の立入等は、共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可なく土地の踏み荒らし、立木伐採等行った場合に対する補償は、受注者の責任において処理するものとする。 (3) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 <p>1 管理技術者は、共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p>	
資 格	技術部門	選択科目

項 目	内 容			備 考														
	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学															
		農業	農業土木、農業農村工学															
	博士	農学																
	シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木																
(照査技術者) 第1－8条	<p>2 予算決算及び会計令第85条の基準に基づく価格（以下、「調査基準価格」という。）を下回る価格で契約した場合には、管理技術者は屋外で行う調査の実施に際して現場に常駐するとともに、作業日毎に業務の内容を監督職員に報告しなければならない。なお、管理技術者が現場での常駐場所を定めた場合、あるいは変更した場合は監督職員に報告することとする。</p> <p>1 照査技術者は、共通仕様書第1－7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の資格に係る本業務に該当する部門は次のとおりである。</p>																	
(担当技術者) 第1－9条	<table border="1" data-bbox="454 846 1300 1108"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業－農業土木 農業－農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティ ングマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書(案)」(以下「照査手引書」という。)を参考に実施する。 また、「照査手引書」を参考に照査により作成した資料は、共通仕様書第1－7条第5項に規定する報告書を含めて提出するものとする。</p> <p>3 共通仕様書第1－7条第4項でいう監督職員が指示する業務の節目とは、次のとおりである。 (1) 排水方法検討時 (2) 施工計画作成時 (3) 成果品取りまとめ時</p> <p>4 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p>			資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目																
技術士	総合技術監理	農業－農業土木 農業－農業農村工学																
	農業	農業土木、農業農村工学																
博士	農学																	
シビルコンサルティ ングマネージャー	農業土木																	
(配置技術者の確認) 第1－10条	<p>共通仕様書第1－11条における業務組織計画の作成及び共通仕様書第1－12条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする受注者は業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役職及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。なお、変更業務計画書において業務組織計画を変更する際も同様とする。</p>																	

項 目	内 容	備 考																				
(保険加入) 第 1 - 11 条 第 2 章 作業条件 (適用する図書) 第 2 - 1 条	<p>受注者は、共通仕様書第 1 - 37 条に示される保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。また、監督職員から請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>設計の基本事項に関しては、共通仕様書 2 - 1 条によるほか、次の技術基準等を優先して適用するものとする。他の図書を適用する場合は、監督職員の承諾を受けるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 517 1334 1028"> <thead> <tr> <th>番号</th> <th>名 称</th> <th>発 行 所</th> <th>制定 (改訂) 年 月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>令和元年 9 月</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>令和 3 年 6 月</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成 26 年 3 月</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」</td> <td>(社) 農業農村工学会</td> <td>平成 26 年 7 月</td> </tr> </tbody> </table>	番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年 月	1	土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年 9 月	2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月	3	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月	4	土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月	
番号	名 称	発 行 所	制定 (改訂) 年 月																			
1	土地改良事業計画設計基準 設計「ポンプ場」	(社) 農業農村工学会	令和元年 9 月																			
2	土地改良事業計画設計基準 設計「パイプライン」	(社) 農業農村工学会	令和 3 年 6 月																			
3	土地改良事業計画設計基準 設計「水路工」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 3 月																			
4	土地改良事業計画設計基準 設計「水路トンネル」	(社) 農業農村工学会	平成 26 年 7 月																			
(設計条件) 第 2 - 2 条	<p>設計作業における設計条件は、次のとおりである。 設計流量 3.82m³/s</p>																					
(貸与資料) 第 2 - 3 条	<p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料がある場合には監督職員と協議するものとする。</p> <table border="1" data-bbox="459 1391 1291 1686"> <thead> <tr> <th>分 類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">現況資料</td> <td>矢作川総合事業誌</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>施設管理図</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">業務報告書</td> <td>令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計 業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table>	分 類	貸 与 資 料	数 量	現況資料	矢作川総合事業誌	1 式	施設管理図	1 式	業務報告書	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計 業務	1 式	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1 式								
分 類	貸 与 資 料	数 量																				
現況資料	矢作川総合事業誌	1 式																				
	施設管理図	1 式																				
業務報告書	令和元年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路サイホン部実施設計 業務	1 式																				
	令和 4 年度 矢作川総合第二期地区 北部幹線併設水路分流工実施設計業務	1 式																				
(貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条	<p>第 2 - 3 条及び共通仕様書に示す図書等の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や、解釈に疑義が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、設計作業時点の最新版を用い設計作業中に改訂された場合には、監督職員と 協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、第 1 回打合せ時に一括貸与するものと</p>																					

項 目	内 容	備 考
(業務の成果品質 確保対策) 第3-3条	<p>契約後業務着手時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省 WEB サイト)を十分に理解のうえ、対応するものとする。</p> <p>1 業務確認会議 業務着手時に管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 (1) 業務確認会議とは、発注者及び受注者が集まり、次の事項について確認を行う会議を開催するものである。なお、確認事項については変更する場合がある。 ①設計条件・前提条件 ②業務計画の妥当性 ③スケジュール ④設計変更内容 ⑤その他 (2) 会議の開催については、監督職員が指示するものとする。 なお、開催時期の変更、開催回数の追加が必要な場合は、監督職員と協議するものとし、規定の打合せ時以外に開催する場合の費用については、必要に応じて設計変更で計上する。</p> <p>2 合同現地踏査 管理技術者・担当技術者並びに事業所長、次長、担当課長、主任監督員(主催)、監督員、工事担当者が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>3 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>4 会議等経費 「業務確認会議」に必要な経費については現行での初回打合せ経費に、「合同現地踏査」に必要な経費については現行歩掛での現地調査経費に含まれている。 「照査の確実な実施(最終打合せ)」の照査技術者自身による報告に必要な経費は最終打合せ経費に含まれている。</p> <p>5 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」(農水省 WEB サイト)による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>6 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得たうえで黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の(1)から(4)によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器・ソフトウェア等(以下、「機器等」という。)は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リスト)」(URL「https://www.cryptrec.go.jp/list.html」)に記載する基準を用いた信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有するものとする。</p> <p>(2) 機器等の導入 ア 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 イ 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い ア 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 イ 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。なお、上記アに示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 ウ 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、直接経費に含まれる。</p>	
<p>第4章 業務管理 (情報共有システム) 第4-1条</p>	<p>1 本業務は、受発注者間の情報を電子的に交換・共有することにより事務の効率化を図る情報共有システムの対象業務である。 2 情報共有システムは「工事及び業務の情報共有システム活用要領」(農林水産省 Web サイト参照)によるものとする。 3 受注者は、発注者から技術上の問題の把握、利用に当たっての評価を行うために聞き取り調査等を求められた場合、これに協力し</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第5章 打合せ (打合せ) 第5-1条</p>	<p>なければならない。</p> <p>共通仕様書第1-10条による打合せ時期については、主として次の段階で行うものとし、管理技術者が出席するものとする。</p> <p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ（排水方法検討段階） 第3回 中間打合せ（施工計画作成段階） 最終回 成果品取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記の打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>ただし、調査基準価格を下回る価格で契約した場合においては、上記に定める打合せを含め、受注者の責により管理技術者の立ち会いの上で打合せ等を行うこととし、設計変更の対象とはしない。</p> <p>その際、管理技術者は、共通仕様書第1-11条に定める業務計画書に基づく業務工程等の管理状況を報告しなければならない</p>	
<p>第6章 成果物 (成果物) 第6-1条</p>	<p>本業務は、電子納品対象業務とする。</p> <p>成果物は、共通仕様書第1-17条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体（CD-R若しくはDVD-R） 正副2部 (2) 成果物の出力 1部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可)</p> <p>なお、書面における署名又は捺印の取扱い等については、別途監督職員と協議するものとする。</p>	
<p>(成果物の提出) 第6-2条</p>	<p>成果物の提出先は、次のとおりとする。</p> <p>東海農政局矢作川総合第二期農地防災事業所 愛知県安城市大東町22-16</p>	
<p>(図面の提出) 第6-3条</p>	<p>図面を作成する場合は、「電子化図面データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>(写真の提出) 第6-4条</p>	<p>写真を添付する場合は、「電子化写真データの作成要領（案）」に基づいて作成するものとする。</p>	
<p>第7章 技術提案 の履行 (技術提案の履行) 第7-1条</p>	<p>技術提案内容の履行について、次の段階で監督職員と打合せを行い履行を徹底するものとする。</p> <p>1 業務計画書提出段階</p> <p>業務計画書提出段階には、技術提案の内容を業務計画書に確実に記載し、契約の位置づけを明確にする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第8章 契約変更 (契約変更) 第8-1条</p> <p>第9章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第9-1条</p>	<p>ただし、提出する技術提案書そのものを業務計画書に添付してはならない。</p> <p>なお、対外協議、交渉等、受注者の責によらず履行ができない項目については事実が判明した時点で速やかに監督職員と協議するものとする。</p> <p>2 業務完了検査段階</p> <p>業務完了検査時においては、技術提案の履行状況が確認できる資料及び技術提案チェックリストを作成するとともに検査職員に履行の確認を受けるものとする。</p> <p>業務請負契約書第17条から第25条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条に示す「設計条件」に変更が生じた場合。 (2) 第3-1条に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合。 (3) 第5-1条に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合。 (4) 第6-1条に示す「成果物」に変更が生じた場合。 (5) 履行期間の変更が生じた場合。 (6) 関係機関等対外的協議等により業務計画等に変更が生じた場合。 (7) その他。</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。</p>	

作 業 項 目 内 訳 表

I. 業務対象施設

施 設 項 目	規 格 等	数 量
北部幹線併設水路	分流工	1 式

II. 作業項目、作業内容及び作業数量

作業項目	作 業 内 容	作業数量	備考
1. 業務準備	(1) 業務実施に必要な現地調査を行う。	1 式	
	(2) 資料の収集・整理及び貸与資料の内容の把握を行う。	1 式	
2. 排水方法の検討	過年度成果の分流工の施工計画を踏まえて、濁水対策を含む施工時の北部幹線水路内の排水方法について検討を行う。	1 式	
3. 施工計画の作成	前項に基づき、排水にかかる施工計画等の詳細検討を行う。	1 式	
4. 数量計算	過年度成果及び本業務成果を基に分流工工事にかかる土工、コンクリート工、鉄筋、型枠、管体工、附帯工、仮設工、材料等の詳細数量計算を行う。	1 式	
5. 特別仕様書作成	過年度成果及び本業務成果を基に分流工工事にかかる特別仕様書を作成する。	1 式	
6. 概算工事費積算	分流工工事にかかる概算工事費を算定する。 また、全体実施設計時及び基本設計時の概算工事費との比較を行い、その増減要因を明らかにするものとする。	1 式	
7. 総合検討	総合的に検討し、今後の作業に当たっての留意点等を記載する。	1 式	
8. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
9. 点検とりまとめ	成果資料の点検及び取りまとめを行い、報告書を作成する。	1 式	
10. 公開用成果品の作成	作成した報告書を基に公開用成果品を作成する。	1 式	